

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の概要（補正予算関連）

1. 改正の趣旨

※ 5G促進法：特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、NEDO法：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

- **5G情報通信システムに不可欠な半導体**は、デジタル化の進展で自動車・医療機器等の様々な分野での活用が拡大する一方、地政学的な事情からグローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっている。**高性能な半導体の生産能力の確保**は、我が国の**産業基盤の強靭化、戦略的自律性・不可欠性の向上**の観点で**喫緊の課題**。
- 他方、**高性能な半導体等の生産施設整備には数千億～数兆円単位での資金が必要**。諸外国の政府は、1件あたり数千億円規模の予算を措置するなど、強力な政策支援を展開。**我が国でも他国に匹敵する取組を早急に進めることが必要**。
- 5G促進法を改正し、**高性能な半導体等の生産施設整備及び生産に関する計画認定制度**を創設した上で、**NEDOに新たに設置する基金**から、**計画の実施に必要な資金の助成を措置**することで、**事業者による生産施設整備への投資判断を後押しする**。

2. 法律の概要

※ 現行法では、NEDOは施設整備の助成事業を行うことはできず（研究開発の助成事業のみ）。

また、複数年度にわたる支援のために、NEDOに研究開発以外の法定基金を設置し、その他金融上の支援措置を設けるためには、法改正が必要。

(1) 基本理念【5G促進法第3条関係】

特定半導体生産施設整備等が、**国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においても需給変動に対応できるよう、我が国の技術の向上**により特定半導体の**国内における安定的な生産を確保**すること、我が国における**特定半導体の生産に関する産業の発展**に資すること等を明記。

(2) 特定半導体生産施設整備等の認定制度の新設

① 支援対象【5G促進法第2条関係】

特定半導体※等について、**生産施設の整備**及び**生産**を行う計画を認定。

※5G情報通信システムに不可欠な大量の情報を高速度で処理することを可能とするもので、国際的に生産能力が限られている等の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類・性能を有するもの。

② 認定基準【5G促進法第6条・第11条・第12条関係】

(a) 指針への適合性、事業実施の確実性 (b) 一定期間以上**継続的な生産**

(c) 国内での安定的な生産に資する取組を行うもの

(需給ひつ迫時の増産、生産能力強化のための**投資及び研究開発**等)

(d) **技術上の情報管理**のための体制整備

(3) 特定半導体生産施設整備等のための支援措置

当該認定計画に係る事業について、以下の措置を講ずる。

① 日本政策金融公庫の業務の特例（ツーステップ・ローン）

【5G促進法第13条～第24条関係】

② 中小企業投資育成株式会社法の特例【5G促進法第26条関係】

③ 中小企業信用保険法の特例【5G促進法第27条関係】

④ NEDOの業務【5G促進法第29条・NEDO法第15条関係】

- i) 認定計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うための**助成金を交付**
- ii) 認定事業者に貸付けを行う**金融機関に対して利子補給金を支給**

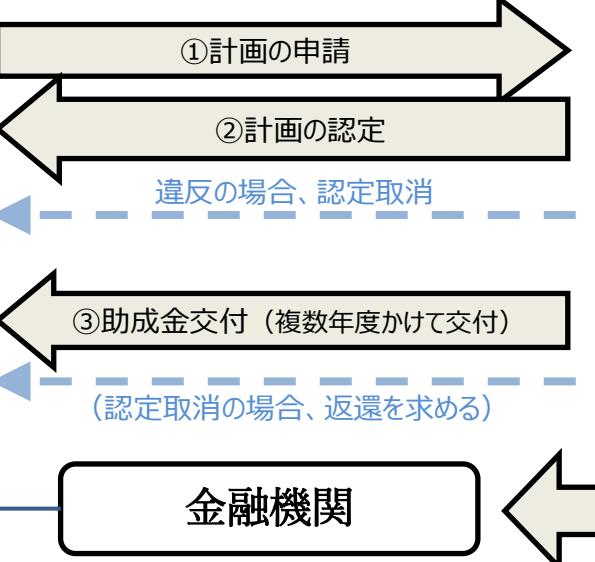
(4) NEDOへの基金設置【NEDO法第16条の4関係】

認定計画に従って行われる特定半導体生産施設整備等への助成金のための基金を設置。

- 令和3年12月20日 法案成立
- 令和4年 3月 1日 施行

特定半導体生産施設整備等事業者
(先端ロジック等の半導体の製造事業者等)

■ 特定半導体生産施設整備等計画の作成



経済産業大臣



- 半導体の安定的な生産に資する計画を認定
(需給ひつ迫時の増産等)
- 認定事業者への支援措置

必要な資金の交付

■ 特定半導体基金



■ 利子補給金の支給

④利子補給金の支給